

東京音楽大学研究紀要発行規程

令和6年3月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、東京音楽大学（以下、「本学」という。）が、在職する教員等の教育研究の推進および研究成果の公表のため発行する研究紀要（以下「紀要」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び発行)

第2条 紀要の名称は「東京音楽大学研究紀要」（英語表記： **Bulletin of Tokyo College of Music** ）とする。

2 紀要は、原則として1年に1回、冊子体または電子形態を以て発行する。

(編集委員会)

第3条 紀要の発行のため、東京音楽大学研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会は、次に掲げる委員を以て組織する。

- (1) 本学専任教員及び非常勤教員のうちから、学長が推薦した者 若干名
- (2) 前号以外で必要のある時は、学長が認めた外部有識者 若干名
- (3) 附属図書館館長

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、2期4年を超えて重任できないものとする。ただし、3号に掲げる委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名した者とする。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第3項の任期を超えない範囲とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 紀要の発行計画及び編集に関すること。
- (2) 投稿原稿の掲載に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項

(議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって、これを決する。

(投稿資格)

第7条 紀要の投稿資格者は、以下の者とする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学非常勤教員で、講師以上の職位の者
- (3) 前2号以外で、委員会が認めた者

(投稿及び執筆)

第8条 投稿及び執筆に関する必要な事項については、委員会が別に定める。

(掲載論文等)

第9条 紀要には、第7条の投稿資格者が作成した学術論文等を掲載する。ただし、未発表のものに限る。

(著作権)

第10条 紀要に掲載された論文等の著作権はそれぞれの執筆者に属するものとする。

2 前項に関わらず、執筆者は、東京音楽大学に対して、当該論文等の印刷、電子的記録及び複製、学内外への配布及び配信を原則として許諾するものとする。

(事務)

第11条 紀要の発行に関する事務は、本学附属図書館において処理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。